

休眠預金活用事業の取り組みについて

滋賀県更生保護事業協会

我が国においては、人口減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、様々な社会的課題に直面しています。こうした課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、行政の執行になじみにくく、既存施策では十分な対応が困難である課題の解決に資するため、10年以上入出金等が確認できない休眠預金等について、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、民間公益活動を促進するために活用することとした「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」が、平成30年1月1日に全面施行されました。一般財団法人日本民間公益活動連携機構「JANPIA」が、同法に基づく指定活用団体となり、民間公益活動を行う実行団体に対して助成を行う資金分配団体として更生保護法人日本更生保護協会を採択しました。滋賀県更生保護事業協会は実行団体として公募し受託することができ、3年間「息の長い支援基盤整備事業」と称し実施します。

当事業協会における今回の活動主旨は、「治安の確保における恩恵は、社会全体にもたらされるものであり、犯罪者や非行少年の更生は、本来広く社会全体の協力や支援によって支えられるべきところを、今まではごく一部の民間の篤志家や企業が担ってきました。が、その活動には限界があり、行政や既存の福祉団体から漏れた者にとっては制度の狭間で、また刑事司法の期間が済んだ対象者にとっては、自己責任の中で生きていくしか手立てがありません。誰一人取り残さない社会は、制度の隙間や終了者に対して、決して手を離さない世の中の実現であり、これこそが民間にしかできない最大の社会貢献である」とし、それぞれの地域で保護司や協力雇用主、更生保護女性会、BBSらの更生保護関係者を軸とし、医療や福祉、住まいや就労、教育等の地域のネットワークを構築し、地域行政も参加を促し、息の長い支援の基盤を作っていこうというものです。再犯防止推進計画やその加速化プランと歩調を合わせ、着実な取り組みを進めて参ります。

